

道野辺小学校放課後児童クラブ保護者会会則

令和8年9月25日改定

第一条（名称）

本会は、道野辺小学校放課後児童クラブ保護者会と称する。

第二条（目的）

本会は、子どもの入会により会員相互の親睦を図り、子どもたちの健全育成を目指すことを目的とする。

第三条（会員及び会員の義務）

1. 本会は、道野辺小学校放課後児童クラブに入会する児童の保護者全員を会員対象とする。
2. 道野辺小学校放課後児童クラブに入会した者は必ず本会にも入会することとする（短期入会者を含む）。
3. **本会の運営及び活動の発展のため本会の活動に積極的に参加し、定められた保護者会運営費（会費）を遅滞なく納入すること。**

第四条（活動）

本会は、第二条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 定例会
2. その他目的達成に必要な活動

第五条（役員）

1. 本会は次の役員を置く。

会長3名・書記兼調達係3名・会計3名・行事係9名・補欠6名

2. 役員の選出は次のとおり行う。

- ・在校生については前年度3月時点において、在校生の保護者にあたる会員より選出する。
- ・新1年生については3月の入会説明会開催時において、新1年生の保護者にあたる会員より選出する。

3. 役員の任務

- ・会長は本会の代表として、会を総括し会議を主催する。また会計監査を兼ねることとする。
- ・書記兼調達係は本会の定例会の議事録と報告書を作成し、備品や書籍等必要があれば調達を行う。
- ・会計は本会の会計を行う。
- ・行事係は年1回以上の行事の企画・開催を行う。
- ・補欠は会長、書記兼調達係、会計、行事係に欠員が出た場合の補充対象とする。

4. 役員の任期

役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。

欠員補充の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第六条（運営）

集会は、定例会及び役員会とし、必要に応じて臨時に開催することができる。

集会の成立は、定例会においては構成員の半分以上の出席及び委任を必要とする。

審議ならびに議決は、出席者（委任状を含む）の過半数以上の同意をもって決定する。

定例会において委任状を提出しなかった場合の欠席は、集会の議決に同意するものとする。

- ・定例会

定例会は毎年4月に開催する。

新年度の運営計画や予算・決算の承認、役員の選出、その他重要事項について審議ならびに議決。

- ・役員会

役員会は会長、書記兼調達係、会計、行事係をもって構成し、定例会および臨時開催時の議案の提示、その他本活動に必要な事項について協議する。

第七条（会計）

- ・本会の経費は会費・その他の収入によりまかなう。
- ・会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- ・本会の予算は定例会の承認を受けるものとし、決算は毎回年度終了後においてその承認を得るものとする。

第八条（会則の改定）

この会則は構成人員半数以上の同意により変更することができる。

（付則）

第九条（会費）

- ・利用期間1年予定の場合
会費は月額400円とし、年度始めに4,800円を一括徴収する。
途中退会の場合は残月分を年度末に返金する。
この際、連絡のつかない方の返金は翌年の予算に組み込む。
- ・利用期間11か月以下の場合
会費は月額150円とし、利用期間に応じた金額を徴収する。
保護者会主催の行事に参加の場合は参加費を徴収する。（夏1,000円程度、冬2,000円程度）

第十条 職員は顧問とする。

第十一条 この会則は、一部改定の上、令和9年度より施行する。